

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
分野	7. 生活環境の整備(障害のある人に配慮したまちづくり)				2. 安全・安心な生活環境の整備
基本的な考え方	障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、社会的障壁の除去を通じて、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進します。			障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、 障害のある当事者等の意見を踏まえ 、社会的障壁の除去を通じて、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進します。	障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、 障害当事者等の意見を踏まえ 、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進する。〔2:基本的考え方〕
施策の方向性	(1) 住まい・住環境の整備				
7-(1)-1	市営住宅のバリアフリー化の推進及び優先入居	市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修を推進します。 また、障害のある人に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取り組みを進めます。	住宅整備課、住宅管理課	市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修を推進します。 また、障害のある人に対する優先入居の取り組みを 推進 します。	公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進する。また、障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組、保証人の免除などの配慮が地方において行われるよう、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組を進めていくよう地方公共団体に対して周知・情報提供を行っていく。〔2-(1)-1〕
7-(1)-2	一般住宅への入居支援	障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、賃貸人、障害のある人双方に対する情報提供等の支援を行います。 また、一般住宅への入居が困難な障害のある人に対して、入居支援や地域の支援体制に係る調整等を行い、障害のある人の地域生活を支援します。	障害者支援課 住宅計画課 業務課	障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、賃貸人、障害のある人双方に対する情報提供等の支援を 引き続き 行います。 また、一般住宅への入居が困難な障害のある人に対して、入居支援や地域の支援体制に係る調整等を行い、障害のある人の地域生活を支援します。	民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする住宅セーフティネット制度の 活用を推進 し、 バリアフリー化を含めた 住宅の改修、入居者負担の軽減等や居住支援協議会等の居住支援活動等への支援を実施することにより、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進する。2-(1)-2〕
7-(1)-3	すこやか住宅等の住宅供給の促進	全ての人にとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つすこやか住宅の普及を促進するとともに、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者だけでなく障害のある人にも対応した多様な住宅供給を促進します。	障害者支援課 住宅計画課	障害のある人が安全で快適に生活できるバリアフリー等の仕様を持つすこやか住宅の普及を促進 するとともに、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者だけでなく障害のある人にも対応した バリアフリー住宅等の供給を促進 します。	

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
7-(1)-4	日常生活用具の給付等	障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行うとともに、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改修するための経費の一部を助成します。	障害者支援課	障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行うとともに、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改修するための経費の一部を助成します。	障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行う。[2-(1)-3]
7-(1)-5	グループホーム等の整備促進	障害のある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害のある人にも対応した体制の充実を図ります。	障害者支援課	障害のある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害のある人にも対応した一層の体制の充実を図ります。	障害者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害者にも対応した一層の体制の充実を図る。また、地域で生活する障害者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図る。こうした取組と合わせて、精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、 <u>当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等</u> 関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。[2-(1)-4]
7-(1)-6	障害福祉サービス事業所の防火安全体制の強化	障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス事業者等に対し、建築基準法や消防法の基準に適合させるための施設の改修等の協議や必要に応じた指導を行い、防火安全体制の強化を図ります。	障害者支援課 建築指導課 指導課	障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス事業者等に対し、建築基準法や消防法の基準に適合させるための施設の改修等の協議や必要に応じた指導を行い、防火安全体制の強化を図ります。	<u>障害福祉サービス等を利用しながら、障害者が安心して生活できるよう、障害福祉施設等について</u> 非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。[2-(1)-5]
7-(1)-7	地域ぐるみの防災ネットワークの構築	災害時の避難等において、地域住民の協力が非常に重要であるため、障害のある人や障害福祉サービス事業所等も含め、日頃から、住民に最も身近な組織として、生活に密着した地域活動に取り組んでいる自治会等への加入等を促します。また、今後、地域における避難支援の仕組みづくりを促進するため、避難行動要支援者等への情報提供や地域住民による避難支援等について、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における取り組みを支援します。	地域振興課 危機管理課	<u>災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりに取り組んでいます。そのうえで、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、この名簿に登録された方に対して、一人ひとりの具体的な避難計画である個別避難計画の作成を促進します。</u> <u>また、地域住民による避難支援等の取り組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における防災の取り組みを支援します。</u>	

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
施策の方向性	(2) 移動しやすい環境の整備等				
7-(2)-1	公共交通機関旅客施設等における配慮	駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入等について交通事業者等と協議を行うとともに、公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、人的な対応の充実について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。	都市交通政策課	駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入等について交通事業者等と協議を行うとともに、公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、人的な対応の充実について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。	駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備や様々な障害特性を持つ方に対する案内設備等、公共交通移動等円滑化基準に適合した旅客施設や車両等の整備を促進することにより、ハード面における公共交通機関のバリアフリー化を推進する。[2-(2)-1]
7-(2)-2	公共交通機関のバリアフリー化の促進	障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、路線バスにノンステップバス等の導入を進めていくとともに、他の公共交通機関についても、駅等の旅客施設における段差の解消等、関係機関への働きかけを行い、バリアフリー化を促進します。	営業推進課 都市交通政策課	障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、路線バスにノンステップバス等の導入を進めていくとともに、他の公共交通機関についても、駅等の旅客施設における段差の解消等、関係機関への働きかけを行い、バリアフリー化を促進します。	[2-(2)-1]に統合 交通事業者等における障害者に対する適切な対応の確保に向け、旅客施設や車両等を使用した役務の提供に関する基準の遵守等を目的として、接遇ガイドライン等の普及・啓発やガイドラインを活用した教育訓練の促進を図るなど、「心のバリアフリー」を始めソフト面における公共交通機関のバリアフリー化を推進する。[2-(2)-2]
7-(2)-3	公共交通機関以外の移動手段の確保	公共交通機関の利用が困難な障害のある人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成やリフトバス運行事業を引き続き行います。また、非営利活動法人(NPO法人)や社会福祉法人等が提供している移送サービス(福祉有償運送)の普及促進を図ります。	障害福祉企画課 障害者支援課 精神保健・地域移行推進課 地域福祉推進課	公共交通機関の利用が困難な障害のある人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成や活動・外出を支援する事業を引き続き行います。福祉有償運送を実施する非営利活動法人(NPO法人)や社会福祉法人に対して、地域福祉振興協会を通じて助成を行い、活動を支援します。	
—	—	—	—	—	過疎地域等地方における移動手段の確保や、ドライバー不足への対応等が喫緊の課題であることを踏まえ、高齢者、障害者等の安全快適な移動に資するTSPS(信号情報活用運転支援システム)、ETC2.0等のITS(高度道路交通システム)の研究開発及びサービス展開を実施するとともに、高度自動運転システムの開発や、地方、高齢者、障害のある人等向けの無人自動運転移動サービス実現に取り組む。[2-(2)-3]

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
施策の方向性	(3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進				
7-(3)-1	建築物のバリアフリー化の促進	バリアフリー法に基づき、窓口業務を行う市の施設を始め、不特定多数の者や、主として高齢者、障害のある人が利用する一定の建築物の新築時等における「建築物移動等円滑化基準」の適合により、バリアフリー化を促進します。	建築指導課	バリアフリー法に基づき、窓口業務を行う市の施設を始め、不特定多数の者や、主として高齢者、障害のある人が利用する一定の建築物の新築時等における「建築物移動等円滑化基準」の適合により、バリアフリー化を促進します。	<p>バリアフリー法に基づき、一定の建築物の新築時等における建築物移動等円滑化基準への適合義務に加え、同法に基づく条例による適合義務付けの対象となる建築物の追加及び規模の引下げ等、地域の実情を踏まえた取組や「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の設計者等への周知を通じ、店舗やホテル、共同住宅等多数の者が利用する建築物のバリアフリー化を促進する。[2-(3)-1]</p> <p>小規模店舗については、バリアフリー法に基づく条例により小規模建築物に対応した基準を柔軟に設定可能としたことを踏まえ、地方公共団体に対して条例の制定を働きかける。さらに、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に盛り込んだ小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点を店舗事業者や設計者に周知し、バリアフリー整備を促進する。また、既存の小規模店舗等のバリアフリー改修に対して支援を行う。[2-(3)-2]</p>
7-(3)-2	都市公園のバリアフリー化	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレの設置等を進めます。	みどり・公園整備課	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレの設置等を進めます。	<p>都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進める。[2-(3)-4]</p> <p>国立公園等においては、優れた自然景観の魅力を利用者の誰もが楽しめるようにする観点から、魅力の本質である自然資源を損なわないよう留意しつつ、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等のバリアフリー化を実施するとともに、情報提供等のソフト面を含めた取組を推進する。[2-(4)-6]</p>

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)		所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
7-(4)-3	道路のバリアフリー化	障害のある人もない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の新設拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置を行うなど、道路のバリアフリー化に取り組めます。	道路計画課	障害のある人を含む全ての人が安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の新設拡幅、段差の解消、視覚障害者誘導ブロックの設置を行うなど、道路のバリアフリー化に取り組めます。	<p>バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を推進する。[2-(4)-3]</p> <p>歩道等が設置されていない道路における視覚障害者誘導用ブロックや踏切道における「表面に凹凸のついた誘導表示等」の設置の在り方等について検討する。[2-(4)-4]</p> <p>特定道路や障害者等の利用がある踏切道において、路面の平滑化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等により安全な歩行空間の確保を図る。また、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。[2-(4)-5]</p> <p>バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うPICS(歩行者等支援情報通信システム)等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進する。[2-(4)-7]</p> <p>バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分における音響信号機及びエスコートゾーンの整備を推進する。[2-(4)-8]</p> <p>障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED(発光ダイオード)化、道路標識・道路標示の高輝度化等を推進する。[2-(4)-9]</p>
7-(4)-4	生活道路における歩行者等の安全な通行の確保	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、警察と協力しながら、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の各種対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制等を図ります。	道路計画課	障害のある人を含む全ての人が安全に安心して道路を通行できるよう、生活道路等において、警察と緊密に連携し、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るとともに、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプや狭さくの設定等によるエリア内への通過車両の抑制対策を推進します。	障害のある人を含む全ての人が安全に安心して道路を通行できるよう、生活道路等において、警察と道路管理者が緊密に連携し、最高速度30 km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るとともに、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプや狭さくの設定等によるエリア内への通過車両の抑制対策を推進する。[2-(4)-10]

番号	(現行)北九州市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)	所管課	(次期)北九州市障害者計画(案) (令和6年度～10年度)	内閣府第5次障害者基本計画 (令和5年度～9年度)
7-(4)-5	公共的施設のバリアフリー化の推進 高齢者や障害のある人を始め、全ての市民が安全かつ快適に公共的施設を利用できるように、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主等へ指導・助言等の必要な措置を講じます。 また、事業者や市民に対して福岡県福祉のまちづくり条例に関する必要な情報の提供や技術的な助言を行い、福祉のまちづくりを促進します。	建築指導課 スポーツ振興課	高齢者や障害のある人を始め、全ての市民が安全かつ快適に公共的施設を利用できるように、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主等へ指導・助言等の必要な措置を講じます。 また、事業者や市民に対して福岡県福祉のまちづくり条例に関する必要な情報の提供や技術的な助言を行い、福祉のまちづくりを促進します。	窓口業務を行う官署が入居する官庁施設については、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などによる整備を推進する。[2-(3)-3]
7-(4)-6	障害当事者との意見交換 公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化については、障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、必要に応じて、障害者団体を取り組む「北九州市障害福祉団体連絡協議会福祉のまちづくりネットワークプロジェクト」等と意見交換等を行いながら進めます。	道路計画課 都市交通政策課	公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化については、障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、必要に応じて、 障害者団体 や障害者団体を取り組む「北九州市障害福祉団体連絡協議会福祉のまちづくりネットワークプロジェクト」等と意見交換等を行いながら進めます。	
7-(4)-7	ふくおか・まごころ駐車場制度等福祉のまちづくりの促進 本市のモラル・マナーアップ条例における迷惑行為の一つである障害者等用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、ふくおか・まごころ駐車場制度（パーキングパーミット制度）の市民への着実な普及・浸透を図ります。	障害福祉企画課 安全・安心都市整備課	本市のモラル・マナーアップ条例における迷惑行為の一つである障害者等用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、ふくおか・まごころ駐車場制度（パーキングパーミット制度）の市民への着実な普及・浸透を図ります。	車椅子利用者用駐車施設やバリアフリースイッチ等を始めとした高齢者障害者等用施設等のあり方等についての検討を踏まえ、トイレの機能分散等も含めた施設整備の優良事例等の周知や適正利用キャンペーン等を行い、高齢者障害者等用施設等の適正利用を推進する。[2-(4)-11]
—	—	—	—	身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。[2-(3)-5] 多様な消費者のアクセシビリティにも配慮しつつ、分かりやすく活用される食品表示の検討を行う。[2-(3)-7]